

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和7年5月22日(木) 参・法務委

田島 麻衣子 議員(立憲)

4問 委託先又は再委託先における安全管理体制の確保について、法務大臣の決意を問う。

- 本法律案においては、指定法人が民事裁判情報等の安全管理措置を業務規程に定めた上、法務大臣の認可を得るものとしており、指定法人は、委託先及び再委託先における取扱いを含めて、その安全管理を確保すべき義務を負う。
- したがって、指定法人は、
 - ・ 適切な安全管理体制を講じることができる者に対し、業務を委託し、又は再委託に同意する
 - ・ 委託先又は再委託先における民事裁判情報等の取扱いについて、適切に監督することが求められる。
- 加えて、本法律案では、業務の一部の委託又は再委託について、法務省令で定めるところにより、法務大臣の承認を受けなければならないこととしており、委託先又は再委託先における安全管理体制は、承認の可否を判断するに当たり考慮されることとなる。



- 法務省としては、適切な安全管理体制を備える者に対し委託又は再委託が行われるよう、承認の可否について適切に判断するとともに、指定法人に対する各種の監督権限の行使を通じて、委託先又は再委託先における民事裁判情報の適正な取扱いを確保してまいりたい。」

(参考1) 承認の手続の詳細

承認を得るための手続については、必要な提出書類等を法務省令で定めることを含めて本法律案成立後に検討することとなるが、例えば、委託に係る契約書を提出させ、指定法人が講ずる安全管理措置と同等の安全管理措置を委託先において講ずる義務が設けられているかについて確認することが考えられる。

(参考2) 指定法人に対する監督権限

本法律案において、法務大臣は、指定法人に対し、①監督上必要な命令をする権限、②報告徴求及び立入検査を行う権限、③指定の取消しをする権限等を有しており、例えば、指定法人において、委託先及び再委託先における安全管理措置が不十分であることを知りながら放置していたような場合には、こうした監督権限の行使により是正を図ることとなる。

(参考3) 委託先における目的外使用の禁止

訴訟関係者の権利利益の保護を図り、本制度に対する信頼を確保するという目的外使用の禁止規定(第12条)の趣旨は、委託又は再委託を受けて民事裁判情報管理提供業務に従事する者が保有民事裁判情報等を取り扱う場合にも妥当することから、業務委託先(再委託先を含む。)にも準用することとしている。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程(以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

(保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止)

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。ただし、第六条第二項に規定する業務を行うために仮名加工民事裁判情報等を使用するとき及び情報提供契約を締結した者に対して民事裁判関連情報の提供を行うときは、この限りでない。

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】